

令和6年第10回稲沢市農業委員会総会会議録

令和6年10月1日 勤労福祉会館 第2・第3研修室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	大崎 和生	2番	服部 猛
3番	平手 秀夫	4番	櫻井 吉美
5番	丹下 和行	6番	永井 八千代
7番	加島 由隆	8番	家田 里美
9番	大谷 典央	10番	春田 美智代
11番	澤田 彰俊	12番	近藤 昌弥
13番	後藤 恵美	14番	石田 豊
15番	堀田 泰樹	16番	伊藤 英樹
17番	伊藤 弥寿夫	18番	三井 啓司
19番	関戸 梓		

欠席委員

なし

【事務局】出席者

局長	武田 一輝	主幹	長崎 倫典
主任	大橋 崇史		

【農務課】出席者

主幹	羽田野 玲		
----	-------	--	--

午前10時7分開会

【事務局】

それでは、ただいまより令和6年稲沢市農業委員会第10回総会を開催いたします。
お手元に配布してございます稲沢市農業委員会総会議事日程に従いまして、進めさせていただきます。本日の予定としましては、総会終了後に写真撮影をしていただき、撮影後は各自で昼食休憩をとっていただきまして、午後1時15分から研修会を開催いたします。
本日の終了時刻は午後3時30分頃を予定しております。御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。
それでは、はじめに、加藤市長からごあいさつを申し上げます。

【市長】

<加藤市長挨拶>

【事務局】

ありがとうございます。続きまして、職員紹介をさせていただきます。本日は、事務局職員のほか、経済環境部部長と農務課長にも出席いただいております。順に自己紹介をさせていただきます。

<出席職員の自己紹介>

【事務局】

それでは、これより日程に従いまして、議事に入らせていただきます。日程第1臨時議長の選出についてを議題とします。本日の総会は、稲沢市農業委員会委員の改選後、最初の総会でございます。総会の議長は会長が行うこととなっておりますが、現在会長が決まっておりませんので、会長が決まるまでの間、臨時議長を選出する必要があります。
臨時議長につきましては、地方自治法第107条に準じ、年長の委員に臨時議長をお願いさせていただきます。委員の皆様の中で、服部猛委員が年長の委員でありますので、臨時議長に指名させていただきます。恐れ入りますが、服部猛委員、臨時議長席へご移動をお願いいたします。
ここで加藤市長及び経済環境部長、農務課長は、公務のため退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【臨時議長】

ただいま、御指名を受けました服部猛であります。
僭越(せんえつ)ではございますが、会長が選出されるまでの間、臨時議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。
ここで皆様、本日は初顔合わせという事もございますので、お一人ずつ自己紹介をお願い

したいと存じます。

時間の関係もございますので、お名前だけの自己紹介とさせていただき、略歴等につきましては、お手元に配布してあります、農業委員名簿をご覧くださいますようお願いいたします。はじめに私から自己紹介をいたしますので、その後は名簿の順をお願いいたします。

<委員自己紹介>

【臨時議長】

ありがとうございました。本日の出席委員は、19名中19名出席で、過半数に達しておりますので、本総会は成立していることを確認いたします。

ここで、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

次に、日程第2議事録署名者の選出についてを議題といたします。

慣例により、私から指名させていただくこととしてよろしいでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

【臨時議長】

お手元の農業委員名簿、1番平手秀夫委員及び、2番櫻井吉美委員の御両名をお願いします。次に、日程第3会長の選出についてを議題といたします。事務局より説明願います。

【事務局】

それでは、「会長の選出について」説明をさせていただきます。

まず始めに会長の職務としましては、農業委員会等に関する法律第5条第3項において、「会長は会務を総理し、委員会を代表することとなり、農業委員会の事務を総括整理し、外部に対して農業委員会を代表することとなります。従いまして、農業委員会の会議においては議長をお願いすることとなります。また、会長は一般社団法人愛知県農業会議の理事に任命される場合がありますので、任命されますと、毎月名古屋で開催される常設審議委員会や年に数回開催される理事会や総会に出席していただくこととなります。会長の選出につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項において、「会長は、委員が互選した者をもって充てる。」ことになっています。互選につきましては、単記無記名投票、いわゆる選挙と指名推選の二通りの方法があります。ただし指名推選の場合、指名された方を当選人と定めるときには出席された全員の同意が必須条件となります。仮にどなたか一人でも賛同を得られなければ、単記無記名投票による選挙を行うということになります。説明は、以上です。

【臨時議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。

会長の選出につきまして、投票による選挙または指名推薦、いずれの方法にしたらよいでしょうか。

<「指名推薦でお願いします。」との声あり>

【臨時議長】

ただいま、指名推薦でという声がありました。

会長の選出につきましては、指名推薦の方法によることに御異議ございませんか。

<「異議なし」との声あり>

【臨時議長】

異議なしと認め、指名推薦による方法といたします。

どなたか指名される委員の方はございますか。

<「大崎委員」との声あり>

【臨時議長】

ただいま、大崎委員との声がありました。

農業委員会会長には、大崎和生委員ということでよろしいでしょうか。

賛同される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

【臨時議長】

ただいま、委員全員の同意を確認しました。

よって、大崎委員が稲沢市農業委員会会長に決まりました。

それでは、会長就任にあたり、ひと言ごあいさつをいただきます。

<大崎会長あいさつ>

【臨時議長】

ありがとうございました。

それでは、会長が決まりましたので、これをもって、臨時議長の職務を降りさせていただきます。

皆様のご協力に対し、厚くお礼申し上げます。

ありがとうございました。

【事務局】

服部委員さん、ありがとうございました。

それでは、大崎会長におかれましては、農業委員会等に関する法律第5条第3項の規定に基づき、「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、議長席に移動をお願いいたします。

【会 長】

それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

次に、日程第4会長職務代理者の選出についてを議題とします。事務局より説明願います。

【事務局】

会長職務代理者につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項において「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」と規定されており、会長が怪我や病気の場合に代理をお願いすることとなります。

選出につきましては、会長選出と同様、単記無記名投票による選挙または指名推薦の方法を用いることになっています。説明は、以上でございます。

【会 長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。会長の職務代理者の選出につきまして、選挙または指名推薦、いずれの方法にしたらよいでしょうか。

<「指名推薦でお願いします。」との声あり>

【会 長】

ただいま、指名推薦でという声がありました。

会長職務代理者の選出につきましては、指名推薦の方法によることに御異議ございませんか。

<「異議なし」との声あり>

【会 長】

異議なしと認め、指名推薦による方法といたします。

どなたか指名される委員の方はございますか。

<「服部委員」との声あり>

【会 長】

ただいま、服部委員との声がありました。

会長職務代理者には、服部委員ということでよろしいでしょうか。賛同される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

【会 長】

ただいま、委員全員の同意を確認しました。

よって、服部委員が稲沢市農業委員会会長職務代理者に決まりました。

それでは、会長職務代理者就任にあたり、服部委員よりごあいさつをいただきます。

<服部会長職務代理者あいさつ>

【会 長】

ありがとうございます。では服部職務代理者は、職務代理者席へ移動をお願いいたします。

【会 長】

次に、日程第 5 議席の指定についてを議題とします。

現在、お座りの席は仮議席でございますので、稲沢市農業委員会総会規則第 5 条第 1 項の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、私から指定いたします。

議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

議席番号は、1 番を会長、2 番を職務代理者とさせていただきます。3 番から 19 番までを稲沢市農業委員会委員名簿に記載してございます平手秀夫委員を 3 番とし、以降 19 番まで番号を指定いたします。

次に、日程第 6 議案第 46 号 農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

【事務局】

お配りしています令和 6 年第 10 回稲沢市農業委員会総会提出議案 2 ページをご覧ください。

議案第 46 号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、農地利用最適化推進委員候補者を農地利用最適化推進委員として委嘱することを求める。本日付け提出。稲沢市農業委員

会会長。

恐れ入りますが、会長の後に、大崎和生とご記入をお願いいたします。

この度の改選に伴い、農業委員と同様に、農地利用最適化推進委員の公募を行っております。農地利用最適化推進委員の詳細につきましては、お手元に配布しています推進委員候補者名簿をご参照ください。農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとされておりますので、委員会としての意思決定をお願いするものでございます。説明は以上です。

【会 長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。

お手元に配布してあります推進委員候補者を、推進委員として委嘱することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

【会 長】

全会一致と認め、委嘱することと決めます。

以上で、本日の日程は終了しました。

これをもちまして、第10回総会を閉会いたします。

長時間にわたる御審議、ありがとうございました。

令和6年第10回稲沢市農業委員会総会会議録

令和6年10月1日 勤労福祉会館 第2・第3研修室

午前10時30分閉会

令和 年 月 日

会長

大崎 和生

1 番委員

平手秀夫

2 番委員

櫻井吉美